

[事案 2020-288] 手術給付金支払請求

・令和3年8月20日 裁定終了

<事案の概要>

約款の重要事項を説明しなかったこと等を理由に、手術給付金の支払いもしくは既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

下肢閉塞性動脈硬化症により入院し手術したため、平成22年8月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、約款における支払事由に該当しないとして、手術給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、手術給付金を支払うか、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 保険会社は、約款の重要事項を一切説明しておらず、説明義務違反がある。
- (2) 保険会社から、「古くて安い商品」に入っていたからこのような結果が生じたと説明されたが、自分は契約時に他の種類の保険があったことは知らず、団体保険の性質上、保険会社から提案された本契約に加入する以外の選択肢はなかった。また、今日に至るまで、時代にマッチした商品の提案はなかった。
- (3) 本手術は、公的医療制度で認められた手術であるにもかかわらず、手術給付金の対象とならないことは、保険会社の社会的使命がどこにあるのか、その姿勢を疑わざるを得ない。
- (4) 保険会社が重要事項説明の代用としている「契約のしおり」には、手術によっては手術給付金の対象とならない場合がある旨の記載があるが、そもそも、募集人と直接保険に関する質疑応答を行う機会を与えられなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集時に約款の記載事項全てを説明することはできないため、約款を交付し、契約者自身で内容を確認するように依頼している。手術給付金の支払対象となる手術の詳細については、特に契約者から申し出がない限り、個別の説明は行っていない。
- (2) 申立人が主張するような説明は行っておらず、手術給付金が支払えないことに関連して、最近では保障対象が広がっている商品が出ていることを述べた。
- (3) 本契約の約款における手術給付金の支払事由に該当しなければ、公的医療の対象であっても手術給付金の支払対象外となる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、約款の重要事項についての説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。